

設計変更ガイドライン（工事編）

策定の目的等

1 策定の目的

工事の設計変更に係る業務の円滑化を図るため、発注者及び受注者が、設計変更が可能な場合と不可能な場合及び手続き等について十分理解し、設計変更に係る業務の円滑化を図ることを目的とする。

今後、さらに運用の過程において適宜見直しを行うとともに、必要な事項を追加することとする。

2 発注者・受注者の留意事項

(1) 発注者

積算及び設計図書等の作成にあたっては、特記仕様書及び現場説明書等により、工事内容に係る項目について、必ず条件明示するよう徹底する。

(2) 受注者

工事の着手にあたって、設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」して進めることが重要である。

3 設計変更の現状

(1) 設計図書に明示されている事項

設計図書に明示されている内容と現地条件に不一致がある場合には、契約書の関連条項に基づき、設計図書に明示した事項を変更し、併せて工期及び請負代金額の変更を行うことが一般的である。

(2) 任意仮設等に一式計上されている事項や設計図書から誤謬、脱漏又は表示が不明確となっている事項は、変更対応が問題となる場合がある。

(参考)用語の定義

契約・・・ 工事請負契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。

契約図書・・・ 契約書及び設計図書をいう。

契約変更・・・ 工事請負契約書及び設計図書を内容とする契約の変更を行うことをいう。

設計図書・・・ 仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

協議・・・ 発注者と受注者が書面による確認を行うことをいう。

指示・・・ 契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。

設計変更・・・ 契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ受注者に指示することをいう。

設計変更に関する基本的事項

1 設計変更を必要としないもの

受注者の都合による任意の提案を、発注者が「承諾」して施工した場合

2 設計変更を行うことができないもの

(1) 設計図書に条件明示のない事項について、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合

(2) 発注者と受注者が「協議」を行い、発注者から受注者に対して協議の回答又は指示がない時点で施工を実施した場合

(3) 工事請負契約書及び仕様書に定められている「所定の手続き」を経ていない場合

- 契約書第 18 条 条件変更等
- " 第 19 条 設計図書の変更
- " 第 20 条 工事の中止
- " 第 22 条 受注者の請求による工期の延長
- " 第 23 条 発注者の請求による工期の短縮等
- " 第 24 条 工期の変更方法
- " 第 25 条 請負代金額の変更方法等
- " 第 31 条 請負代金額の変更に代える設計図書の変更

- 仕様書 設計図書の照査等
- " 工事の一時中止
- " 設計図書の変更
- " 工期変更

(4) 正式な書面によらない事項（口頭のみでの指示・協議等）の場合
ただし、契約書第 27 条（臨機の措置）の緊急やむを得ない事情の措置を行う場合は、この限りではない。

3 設計変更を行うことができるもの

(1) 当初発注時点で設計図書に明示していた土質条件や地下水位等について、現地で予期し得ない条件変更が確認された場合

(2) 当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず工事着手出来ない場合又は受注者の責によらず工事を中止せざるを得ない場合

(3) 発注者と受注者の「協議」又は工事請負契約書及び仕様書に定められている所定の手続きを行い、発注者から受注者に対して協議の回答又は指示を行ったもの。

(4) 受注者は、契約書第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合において、設計図書の照査の範囲を超える作業で、監督職員と「協議」を行ったものについて実施する場合。

(5) 受注者の責によらない工期の延期・短縮を行う場合で、協議により必要があると認められるとき。

4 設計変更にあたっての留意事項

(1) 発注者と受注者が、当初設計の考え方や設計条件を再確認し、書面による確認「協議」を行う。

(2) 設計変更しようとする工事内容（工種）の規格、構造及び工事規模が拡大する場合の当該工事に対応することの妥当性を「協議」し、当該工事における設計変更の必要性を明確にする。

(3) 設計変更に伴う所定の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。

(4) 指示書には原則として概算金額を記載するものとし、次の事項に留意する。

ア 受注者からの協議による設計変更の場合は、受注者が提出した見積書を参考に概

算金額を指示書に記載する。

イ 受注者からの協議によらず発注者の指示による場合は、概算金額を指示書に記載することとし、記載できない場合にはその理由を記載するものとする。

ウ 記載する金額は「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。なお、金額は、百万円単位を基本（百万円以下の場合は十万円単位）とする。

エ 概算金額の算出条件を明確にする。

・ 発注者からの指示による場合

概算額については、類似する他工事の事例や設計業務等の成果、協会資料などを参考に記載することも可とする。また、記載した概算額の出典や算出条件等について明示する。

・ 受注者からの協議による場合

概算額の明示にあたっては、協議時点で受注者から見積書の提出があった場合に、その見積書の妥当性を確認し、妥当性が確認された場合は、その見積書の額と、受注者の提示額であることを指示書に記載する。受注者から見積書の提出がない場合は、概算額を記載しない。

設計変更の具体事例及び手続き

1 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの

契約書第 18 条第 1 項 1 号から第 5 号に該当する場合

参考 契約書第 18 条第 1 項第 1 号～第 5 号

- 1 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
- 2 設計図書に誤謬又は脱漏があること
- 3 設計図書の表示が明確でないこと
- 4 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
- 5 設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）

< 具体事例 >

ア 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。

イ 現地測量の結果、排水施設計画を新たに作成する必要があるもの又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。

ウ 構造物の位置や計画高さ、延長や構造物の載荷重が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。

エ 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。

オ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。

カ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成が必要となるもの。

キ 治山ダム工、土留工等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成が必要となるもの。

ク 「技術基準」等で示される設計計算等の照査が必要となるもの。

ケ 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査が必要となるもの。

コ 設計根拠（技術基準や構造計算等）の基礎データの見直し、変更に伴う工事費の算出が必要となるもの。

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き

本来は、当初発注時に条件明示すべきものであるが、契約後にその事実が判明した場合は、設計変更により対応する。

<具体事例>

- ア 地質に関する条件が明示されていない
- イ 地下水位（湧水）に関する条件が明示されていない
- ウ 交通整理員等に関する条件が明示されていない
- エ 設計図書に誤りがある

(3) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き

本来は、当初発注時に条件明示すべきものであるが、契約後にその事実が判明した場合は、設計変更により対応する。

<具体事例>

- ア 地質及び地下水位に関する条件が明示されていなければ施工不可能な工事において、地質に関する条件（土質柱状図等）は明示されているが、地下水位（湧水）に関する条件が明示されていない
- イ 水替工が必要な工事において、水替工のポンプ運転時間が、常時であるか、作業時のみであるか明示されていない

(4) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き

<具体事例>

設計図書に明示された地質条件又は地下水位（湧水の状況）が、現地と一致しない

(5) (1)～(4)の場合の手続き

受注者は、設計図書の照査を行い、工事契約書第18条第1項の各号のいずれかに該当する事実がある場合は、直ちにその旨を監督職員に通知し、その確認を請求する。
【契約書第18条第1項関係】

監督職員は、受注者の立会の上、直ちに調査を実施する。
なお、受注者が立会に応じない場合には、受注者の立会を得ずに行うことができる。【契約書第18条第2項関係】

発注者は、調査の結果により同第18条第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。【契約書第18条第4項関係】

発注者は、設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。【契約書第 18 条第 5 項関係】

・ 工期の変更方法

工事契約書第 24 条第 1 項の規定により、工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。

・ 請負代金額の変更方法

工事契約書第 25 条第 1 項の規定により、請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

工事契約書の各条項は、国有林野事業の工事の請負契約に係る契約書について（平成 7 年 11 月 28 日付け 7 林野管第 161 号林野庁長官通知（最終改正：令和 2 年 3 月 30 日付け元林政政第 816 号））国有林野事業工事請負契約約款の条項により記載している。

（ 6 ） 工事中止の場合の手続き

自然的又は人為的な事象であって、受注者の責に帰することができないものにより、工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合は、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

発注者は、この場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

< 具体事例 >

ア 工事用地等の確保ができないため、工事を施工できない

イ 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動等受注者の責に帰することができないものにより、工事を施工できない場合

ウ 設計図書に工事着工時期が定められている場合において、その期日までに請負者の責によらず着工できない

エ 請負者の責によらない何らかのトラブル（地元調整等）が生じた

オ 予見出来ない事態（地中障害物の発見等）が発生した

< 手続き >

地元調整や予期しない現場条件等のため、受注者が工事を施工することができない。

工事請負契約書第 20 条（工事の中止）第 1 項により、発注者は工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

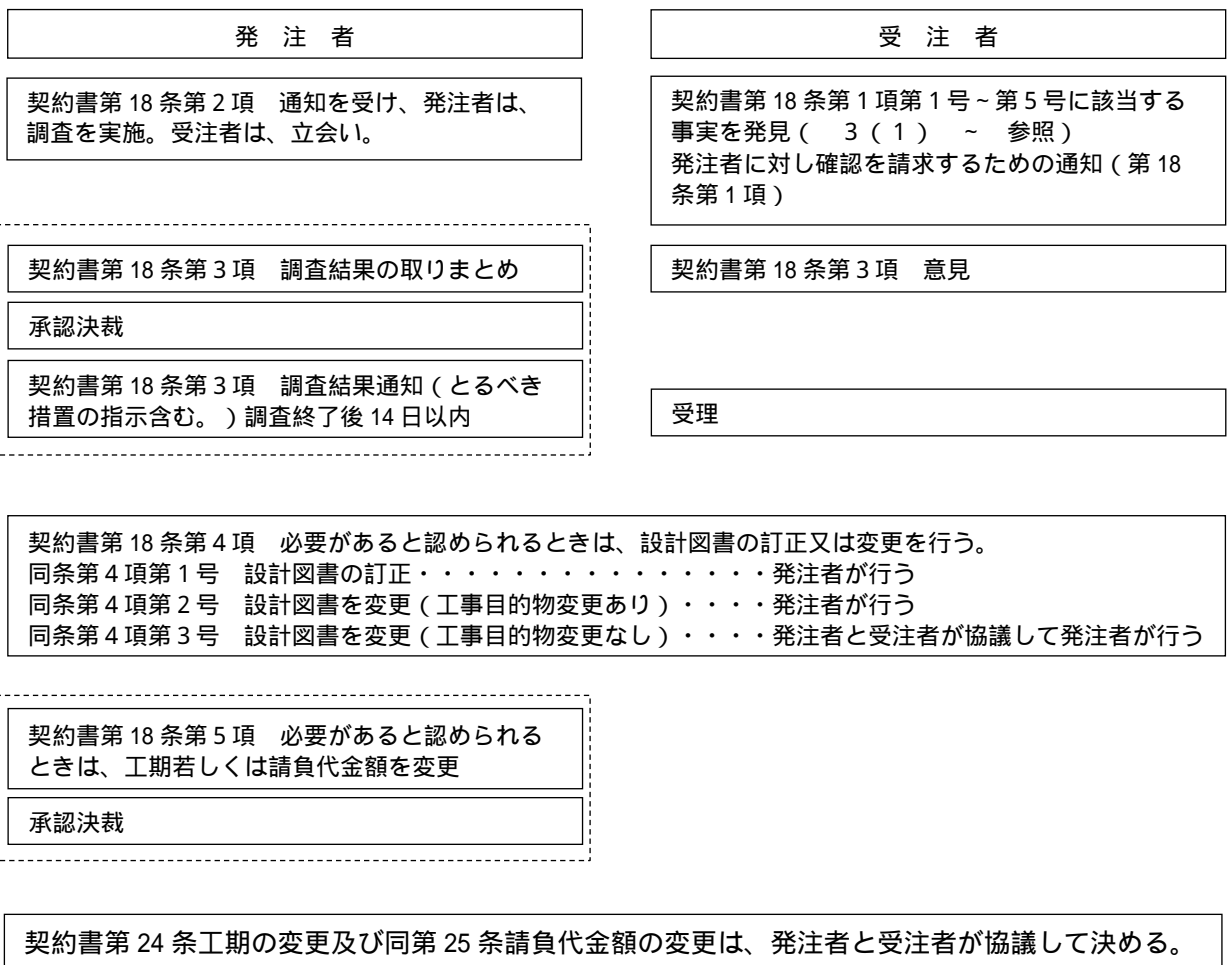
発注者が工事一時中止を指示

受注者は、工事現場を維持しなければならない。

発注者は、契約書第 20 条第 3 項に基づき、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

発注者と受注者は、協議により、契約書第 24 条に基づく工期の変更及び第 25 条に基づく請負代金額の変更を行うことができる。

2 設計変更手続きフロー



3 設計変更に関わる資料の作成

(1) 設計照査に必要な資料作成

受注者は、当初設計等に対して、工事請負契約書第 18 条第 1 項に該当する事実が発見された場合、監督職員にその事実が確認できる資料（現地地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等（標準仕様書参照））を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、これらの資料作成に必要な費用については、契約変更の対象としない。

(2) 設計変更に必要な資料作成

工事請負契約書第 18 条第 1 項に基づき、設計変更するために必要な資料の作成に

については、工事請負契約書第 18 条第 4 項に基づき発注者が行うものであるが、受注者に行わせる場合は、以下の手続きによるものとする。

設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受注者及び発注者の双方で確認する。

設計変更するために必要な資料の作成について、書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとする。

発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。

書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。

(注 1) 増加費用は、「森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領の制定について」を参考に算定

(注 2) 適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする。

4 条件明示について

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。

また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

(1) 工程関係

他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。

施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法

当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期

関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲

余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期

工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。また、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。

設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数

(2) 用地関係

工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。
工事用地等の使用終了後における復旧内容。

工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等

施工者に消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして、官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、使用条件、復旧方法等。

(3) 公害関係

工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械、設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。

水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。

濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処

理条件等)。

工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。

(4) 安全対策関係

交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。

鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。

落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。

交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。

有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。

(5) 工事用道路関係

一般道路を搬入路として使用する場合

ア 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等

イ 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容
仮設道路を設置する場合

ア 仮設道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間

イ 仮設道路の工事終了後の処置(存置又は撤去)

ウ 仮設道路の維持補修が必要である場合は、その内容

(6) 仮設備関係

仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。

仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法。

仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。

(7) 建設副産物関係

建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件

建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。

建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。

(8) 工事支障物件等

地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。

地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。

(9) 薬液注入関係

薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等

周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。

(10) その他

工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、

期間、保管方法等

工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等

支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等

関係機関・自治体等の工事と近接する場合の協議に係る条件等、その内容。

架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件

工用電力等を指定する場合は、その内容。

新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。

給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等

施工方法等に係る指定・任意の使い分け

(1) 基本事項

仮設工又は施工方法の指定・任意の取扱いについては、工事請負契約書第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

任意については、仮設及び施工方法の一切の手段の選択は、受注者の責任で行う。

任意の場合の仮設及び施工方法に変更があっても、原則として設計変更の対象としない。

ただし、当初積算時の想定と現地条件が異なる等「3 設計変更を行うことができるもの」に該当する場合は、必要に応じて設計変更を行う。

(2) 留意事項

仮設及び施工方法の指定・任意の取扱いについては、次の事項に留意する。

仮設工、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。

発注者（監督者）は、任意の趣旨を踏まえ、適切な対応となるよう留意しなければならない。

仮設及び施工方法について、任意となっている工事において、次の具体事例による対応は不適切な対応となる。

<具体事例>

ア 発注者から受注者に対し、「 工法で積算しているため、 工法以外での施工は不可能。」という指示

イ 発注者から受注者に対し、「標準歩掛ではバックホウでの施工となっているため、クラムシェルでの施工は不可能。」という指示

ウ 新技術の活用について、受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工して下さい。」という指示

(3) 発注者の指定事項以外は、受注者の裁量の範囲

自主施工の原則

契約書第1条第3項により、設計図書に指定されていない事項については、施工方法及び仮設工等は、受注者の裁量により行う。

仮設、施工方法その他の工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。（契約書第1条第3項）

指定と任意の考え方

	指 定	任 意
設計図書	施工方法等について具体的に指定	施工方法等について具体的には指定しない
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意（施工計画書等の修正、提出は必要）
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする
指定仮設とすべき事項（参考）	ア 河川堤防と同等の機能を有する仮締切の場合 イ 仮設構造物を一般交通に供する場合 ウ 特許工法又は特殊工法を採用する場合 エ 関係官公署等との協議等により制約条件がある場合 オ その他、第三者に特に配慮する必要がある場合 カ 他工事等に使用するため、工事完成後も存置させる必要がある場合	

入札・契約時の契約図書等の疑義の解決

契約図書等に関する疑義については、下記により、入札前の段階、設計照査の段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更につながる。

(1) 入札前

入札参加者は、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟知の上、入札しなければならない。

この場合において、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、書面（電子メール可）をもって質問するものとする。

なお、質問に対する回答は、書面（電子メール可）により行うとともに、閲覧等に供する。
（入札心得：入札等）

(2) 契約後

受注者は、施工前及び施工途中において、契約書第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事項がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。

また、受注者は監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。
（共通仕様書：設計図書の照査等）